

環 政 第 8 6 2 号  
令 和 3 年 8 月 1 6 日

日本風力エネルギー株式会社  
代表取締役 ニティン・アプテ 様

石川県知事 谷 本 正 憲

(仮称) 福井洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書  
に対する環境保全の見地からの意見について

令和3年5月18日に送付のあった標記計画段階環境配慮書について、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）第14条第3項の規定により、別紙のとおり意見を述べます。

事務担当  
生活環境部環境政策課  
環境管理グループ  
電話 076-225-1463

日本風力エネルギー株式会社（仮称）福井洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について、環境保全の見地から審査した結果、以下の事項を適切に講ずるとともに、その旨を環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に記載すること。

## 記

### 1 全体的事項

- (1) 今後の事業計画の検討に当たっては、影響を受けるおそれのある環境要素について調査・予測し、その結果を総合的に評価して風力発電施設及び付帯設備の位置・規模、配置・構造等（以下「位置・規模等」という。）の決定に反映すること。
- (2) 事業実施想定区域に近接する加賀市塩屋町には、住居等が存在することから、これらへの影響を回避又は低減するような計画とし、影響の回避又は十分な低減ができない場合は、基数の削減等による事業計画の見直しを行うこと。
- (3) 風車の設置に伴う海流・潮流の変化によって、地形・地質、動物・植物・生態系及び景観に影響を及ぼす可能性があることから、慎重に調査、予測、評価し、位置・規模等の決定へ適切に反映すること。
- (4) 事業実施想定区域に近接する沿岸の海域は漁業の盛んな地域であり、加賀市からは、風車の設置による漁業、特に定置網漁業への影響についての意見が寄せられている。

このため、位置・規模等を具体化する過程において、国、県、加賀市等の関係行政機関との協議を行うとともに、周辺住民、漁業者等の関係者の理解と不安解消を図るため、必要な情報の周知、十分な説明と意見の聴取を確実に進めること。特に景観については、VR等の活用を検討するなど、説明の方法に工夫をこらすこと。

### 2 個別的事項

#### (1) 騒音

事業実施想定区域に近接する加賀市塩屋町には、住居等が存在することから、騒音による影響に配慮し、風車からの距離を十分に確保するなど加賀市と協議し、位置・規模等の決定へ適切に反映すること。

このほか環境省が定める「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」の達成に加え、可能な限り騒音の低減に努めること。

## (2) 地形・地質

加賀市塩屋町から片野町にかけての砂丘地一帯は、重要文化的景観「加賀海岸地域の海岸砂防林及び集落の文化的景観」においても重要な位置を占めていることから、風車や海底ケーブルなどの設置による海流・潮流の変化が与える加賀海岸地域の海岸砂丘の侵食又は堆積等の可能性について、調査、予測、評価したうえで、加賀市と協議し、位置・規模等の決定へ適切に反映すること。

## (3) 風車の回転による影

事業実施想定区域に近接する加賀市塩屋町には、住居等が存在することから、これらに対する風車の回転による影での影響が懸念されるため、信頼のおける予測手法を用いて、風車の回転による影の影響を回避又は十分に低減し、位置・規模等の決定へ適切に反映すること。

## (4) 動物、植物、生態系

ア 事業実施想定区域周辺の海域は、片野鴨池で越冬する希少種を含む鳥類が利用する可能性のある区域であることから、事業実施による渡りと採食飛行の経路やバードストライクへの影響のほか、既存及び計画中の風力発電所との累積的な影響について、地域の状況に精通した専門家の助言を踏まえ、調査、予測、評価したうえで、加賀市と協議し、位置・規模等の決定へ適切に反映すること。

イ 工事中における水の濁り等による加賀沿岸海域の藻場及び藻場に生息・生育している海生生物への影響について、地域の状況に精通した専門家の助言を踏まえ、調査、予測、評価したうえで、位置・規模等の決定へ適切に反映すること。

ウ 風車の設置に伴う海流・潮流の変化によって、海域に生息する動物・植物のほか、海岸砂丘の侵食又は砂の堆積等により加賀海岸地域の海岸砂丘（陸域）に生息する動物・植物の生息環境が変化するおそれがあるため、専門家の助言を踏まえ、これらへの影響を調査、予測、評価し、位置・規模等の決定へ適切に反映すること。

## (5) 景観

事業実施想定区域に近接する海岸一帯は、越前加賀海岸国定公園に指定され、さらには加賀市塩屋町から片野町にかけての海浜地及び砂防林が形成される砂丘地一帯は、重要文化的景観「加賀海岸地域の海岸砂防林及び集落の文化的景観」においても重要な位置を占めており、重要な景観資源となっている。また、片野海岸など

日本海を望む主要な眺望点が存在していることから、主要な眺望点ごとに、フォトモンタージュを作成したうえで、加賀市と協議し、位置・規模等の決定へ適切に反映すること。

(6) 自然との触れあいの場

事業実施想定区域周辺には、片野海水浴場などの人と自然とのふれあいの活動の場が複数存在しており、工事や風車の設置に伴う海流・潮流の変化による海岸の侵食又は砂の堆積等の汀線変化への影響について、調査、予測、評価したうえで、加賀市と協議し、位置・規模等の決定へ適切に反映すること。